

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-66
提出年月日	2022年11月2日

## 女川原子力発電所2号炉

### 原子炉起動前の確認について

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2022年11月

東北電力株式会社

## 原子炉起動前の確認について

### 1. 保安規定第16条第1項の点検対象範囲について

保安規定第16条第1項における原子炉起動前の「施設および設備の点検」については、原子炉の起動にあたり、定期事業者検査、事故・故障等の停止理由を問わず、その総合的な確認の観点で施設及び設備を点検し、異常の有無を確認するために記載している。

保安規定第16条第1項の点検対象である「(1) 原子炉冷却系統施設」、「(2) 制御材駆動設備」、「(3) 電源、給排水および排気施設」は第13条に基づき点検する施設及び設備を基本とし、全てのSA設備を含む。

また、点検の対象設備は品質マネジメント文書で規定する。

### 2. 保安規定第16条第2項の結果確認における最終結果の確認について

保安規定第16条は、原子炉の起動にあたっては、定期事業者検査、事故・故障等の停止理由を問わず、その総合的な確認が重要であるということから、必要な機器の健全性確認のため、定期事業者検査時のサーベイランス結果の確認が必要であることを規定している。

定期事業者検査時のサーベイランスは、保全計画に基づく点検、及び特別な保全計画に基づき、設備の保管状態、使用状態及び劣化モードを考慮して実施され、設備の信頼性を確保しているものであることから、この確認結果は原子炉の起動前に確認が必要なものである。

また、保安規定に記載されているサーベイランスのうち、機器の動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、原子炉起動前に一定の期間を設け、その期間内で健全性を確認し、その結果を発電課長および防災課長が確認することを品質マネジメント文書に規定する。

なお、確認項目については添付-1のとおりであり、新設設備は使用前事業者検査の結果及び至近の月例サーベイランス結果にて確認する。

よって、これらの機器については、原子炉起動前（制御棒引き抜き開始前）までの一定の期間内（1年以内）にサーベイランスを実施し、その結果を確認することとするため、保安規定第16条第2項の補足を別紙のとおり追加する。

なお、「1年」の設定は、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」に、原子炉の運転を“相当期間”停止する場合に特別な施設管理実施計画を定めることが規定されているが、その“相当期間”とは「おおむね1年以上」とされていることを参考に設定した。

以上

(原子炉起動前の確認事項)

第16条 各課長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。なお、各課長が点検を実施した結果は、発電管理課長または防災課長に通知する。

- (1) 原子炉冷却系統施設
- (2) 制御材駆動設備
- (3) 電源、給排水および排気施設

2. 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に、第3節の各条文で定事検停止時に各課長から発電管理課長に通知されることになっている確認項目<sup>※1※2</sup>について、発電管理課長から発電課長への通知が完了していることを確認する。

3. 防災課長は、定事検停止後の原子炉起動前に、第3節の各条文で定事検停止時に各課長から防災課長に通知されることになっている確認項目<sup>※1※2</sup>について、通知が完了していることを確認する。

※1：原子炉起動のための制御棒引抜き以降に実施される確認項目を除く。

※2：定事検停止時における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、原子炉起動のための制御棒引き抜き開始前の1年以内の確認結果を確認することとする。





条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
27条2.(1)	計測および制御設備	(2)格納容器隔離系計装	f. 復水器真空度低	運転、起動および高温停止	チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低(L2)		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			b. 主蒸気管放射能高		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			c. 主蒸気管流量大		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			d. 主蒸気管トンネル温度高		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			e. 主蒸気管圧力低		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			f. 復水器真空度低		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位異常低(L2)		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			4. 格納容器調気系 a. 原子炉水位低(L3)		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			b. ドライウェル圧力高		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			c. 原子炉建屋原子炉構排気放射能高		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			d. 燃料取替エリア放射能高		チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
		5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低(L3)	チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
		b. ドライウェル圧力高	チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
		6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低(L3)	チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
		b. ドライウェル圧力高	チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
		(3)原子炉建屋隔離系計装	1. 原子炉水位低(L3)	運転、起動および高温停止	チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			2. ドライウェル圧力高	運転、起動および高温停止	チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			3. 原子炉建屋原子炉構排気放射能高	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉構内での照射された燃料に係る作業時	チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			4. 燃料取替エリア排気放射能高	運転、起動、高温停止および第67条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	チャネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
5. その他計装 (1)非常用ディーゼル発電機計装	1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線電圧低 b. 原子炉水位異常低(L1)		論理回路機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	発電管理課長	○		
	運転、起動および高温停止		チャネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
	論理回路機能を確認する。		チャネル校正を実施する。	定事検停止時	電気課長	発電管理課長	○		
	チャネル校正を実施する。		論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		



条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
27条2.(1)	計測および制御設備	(6)中央制御室外原子炉停止装置計装	9. 残留熱除去系ポンプ(残留熱除去系制御)	運転、起動および高温停止	制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事故停止時	発電管理課長	-	○
			10. 主蒸気逃がし安全弁(主蒸気逃がし安全弁制御)						
			11. 原子炉補機冷却水ポンプ(原子炉補機冷却水系制御)						
			12. 原子炉補機冷却海水ポンプ(原子炉補機冷却海水系制御)						
			(7)中央制御室非常用換気空調系計装						
30条2.(1)	主蒸気逃がし安全弁	-	1. 原子炉建屋原子炉棟排気放射能高	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内の照射された燃料に係る作業時	中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉補機冷却海水ポンプ起動試験により動作可能であることを確認する。	定事故停止時	発電管理課長	-	○
			2. 燃料取替エリア排気放射能高						
			1. 原子炉圧力						
			2. 原子炉水位(広帯域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
30条2.(2)	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力監視	-	4. ドライウェル圧力	-	主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認	定事故停止時	発電管理課長	-	○
			5. ドライウェル内雰囲気気線量当量率						
			1. 原子炉圧力						
			2. 原子炉水位(広帯域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
32条2.(1)	原子炉停止時冷却系その2	-	1. 原子炉圧力	-	使用中の漏えいまたは水圧検査の結果を確認	定事故停止時	原子炉課長	-	-
			2. 原子炉水位(燃料域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
			4. ドライウェル圧力						
			5. ドライウェル内雰囲気気線量当量率						
35条2.(2)	原子炉停止時冷却系その3	-	1. 原子炉圧力	-	主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認	冷温停止	発電管理課長	-	○
			2. 原子炉水位(燃料域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
			4. ドライウェル圧力						
			5. ドライウェル内雰囲気気線量当量率						
36条2.(2)	原子炉停止時冷却系その4	-	1. 原子炉圧力	-	燃料交換	燃料交換	発電管理課長	-	○
			2. 原子炉水位(燃料域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
			4. ドライウェル圧力						
			5. ドライウェル内雰囲気気線量当量率						
37条2.(1)	原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率	-	1. 原子炉圧力	-	原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定める	-	原子炉課長	-	-
			2. 原子炉水位(燃料域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
			4. ドライウェル圧力						
			5. ドライウェル内雰囲気気線量当量率						
39条2.(1)	非常用炉心冷却系その1	-	1. 原子炉圧力	-	自動減圧系、高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系および低圧注水系が検閲信号で動作することを確認	定事故停止時	電気課長	-	○
			2. 原子炉水位(燃料域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
			4. ドライウェル圧力						
			5. ドライウェル内雰囲気気線量当量率						
39条2.(2)	非常用炉心冷却系その2	-	1. 原子炉圧力	-	自動減圧系が検閲信号で動作することを確認	定事故停止時	計測制御課長	-	○
			2. 原子炉水位(燃料域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
			4. ドライウェル圧力						
			5. ドライウェル内雰囲気気線量当量率						
39条2.(3)	非常用炉心冷却系その3	-	1. 原子炉圧力	-	格納容器スプレイス系が手動で動作することを確認	定事故停止時	原子炉課長	-	○
			2. 原子炉水位(燃料域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
			4. ドライウェル圧力						
			5. ドライウェル内雰囲気気線量当量率						
39条2.(4)	非常用炉心冷却系その4	-	1. 原子炉圧力	-	表39-2(項目3)に定める事項および高圧炉心スプレイス系、低圧スプレイス系および低圧注水系(格納容器スプレイス系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態並びに主要配管が満水であることを確認	定事故停止後の原子炉起動前	発電管理課長	-	○
			2. 原子炉水位(燃料域)						
			3. 原子炉水位(燃料域)						
			4. ドライウェル圧力						
			5. ドライウェル内雰囲気気線量当量率						

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
41条2.(1)	原子炉隔離時冷却系	-	-	運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04 MPa以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）	原子炉隔離時冷却系が模擬信号で動作することを確認	定事検査停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間	発電管理課長	-	○
41条2.(2)		-	-	運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04 MPa以上）	主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた閉閉状態および主要配管が満水であることを確認する。 ※主要配管の満水を維持するために必要な一次弁	定事検査停止後の原子炉起動前	発電課長	-	○
42条2.(1)	主蒸気隔離弁	-	-	運転、起動および高温停止	主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉することおよび全閉時間が表42-2に定める値であることを確認	定事検査停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
42条2.(2)		-	-	運転、起動および高温停止	主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認	定事検査停止時	原子炉課長	発電管理課長	-
43条2.(1)	格納容器および格納容器隔離弁	-	-	運転、起動および高温停止	格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認	定事検査停止時	原子炉課長	発電管理課長	-
43条2.(2)		-	-	運転、起動および高温停止	表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認	定事検査停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
43条2.(3)		-	-	運転、起動および高温停止	格納容器ハウンドリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた閉閉状態であることを確認	定事検査停止後の原子炉起動前	発電課長	-	○
44条2.(1)	サブレーション・チェンバからドライウエールへの真空破壊弁	-	-	運転、起動および高温停止	サブレーション・チェンバからドライウエールへの真空破壊弁が全開および全閉することを確認する。	定事検査停止時	発電管理課長	-	○
47条2.(1)	可燃性ガス濃度制御系	-	-	運転および起動	可燃性ガス濃度制御系の機能を確認	定事検査停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
49条2.(1)	原子炉建屋	-	-	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認	定事検査停止時	発電管理課長	-	○
50条2.(1)	原子炉建屋給排気隔離弁	-	-	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認	定事検査停止時	電気課長	発電管理課長	○
51条2.(1)	非常用ガス処理系	-	-	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	非常用ガス処理系が模擬信号で動作することを確認	定事検査停止時	電気課長	発電管理課長	○
51条2.(2)		-	-	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認	定事検査停止時	放射線管理課長	発電管理課長	-
52条2.(1)	原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系	-	-	運転、起動および高温停止	原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却海水ポンプが模擬信号で動作することを確認	定事検査停止時	電気課長	発電管理課長	○
52条2.(2)		-	-	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁 <sup>※1</sup> の閉閉状態を確認する。また、原子炉補機冷却系の主要配管が順推であることを確認する。 ※1主要配管の満水を維持するために必要な一次弁	定事検査停止後の原子炉起動前	発電課長	-	○
52条2.(3)		-	-	運転、起動および高温停止	原子炉補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁 <sup>※2</sup> の閉閉状態を確認する。 ※2当該系統の機能を維持するために必要な一次弁	定事検査停止後の原子炉起動前	発電課長	-	○
53条2.(1)	高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	-	-	運転、起動および高温停止	高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプおよび高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが模擬信号で動作することを確認	定事検査停止時	電気課長	発電管理課長	○
53条2.(2)		-	-	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁 <sup>※1</sup> の閉閉状態を確認する。また、高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。 ※1主要配管の満水を維持するために必要な一次弁	定事検査停止後の原子炉起動前	発電課長	-	○
53条2.(3)		-	-	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の主要な手動弁と電動弁 <sup>※2</sup> の閉閉状態を確認する。 ※2当該系統の機能を維持するために必要な一次弁	定事検査停止後の原子炉起動前	発電課長	-	○
56条2.(1)	中央制御室非常用換気空調系	-	-	運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で動作することを確認	定事検査停止時	電気課長	発電管理課長	○
56条2.(2)		-	-	運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換	中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認	定事検査停止時	放射線管理課長	発電管理課長	-
57条2.(1)	地下水位低下設備	-	-	運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換	水位計のチャネル校正を実施する。 水位計設定値および模擬信号で動作することを確認する。 排水ポンプの流量が375m <sup>3</sup> /h以上、揚程が9.2m以上であることを確認する。	定事検査停止時	計測制御課長 計測制御課長 原子炉課長	発電管理課長 発電管理課長 発電管理課長	○ ○ ○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
59条2.(1)	非常用ディーゼル発電機その1	—	—	運転、起動および高温停止	非常用ディーゼル発電機が機械信号で動作することを確認	定事検停止時	電気課長	発電管理課長	○
62条2.(1)	直流電源その1	—	—	運転、起動および高温停止	直流電源(蓄電池および充電器 <sup>※1</sup> )の機能を確認 ※1:充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。	定事検停止時	電気課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-1-1	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)	1. 代替制御棒挿入機能 2. 原子炉圧力高 3. 原子炉水位異常低(L2) 4. 手動	—	運転および起動	機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。 論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-1-2	ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能 2. 原子炉圧力高 3. 原子炉水位異常低(L2) 4. 手動	—	運転および起動	機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-1-3	ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)	1. 自動減圧系作動阻止機能 2. 原子炉水位異常低(L2) 3. 中性子束高 4. 手動	—	運転および起動	機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。 論理回路機能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-2-1	高圧代替注水系(中央制御室からの速降起動)	—	—	運転、起動および高温停止(原子炉圧力 1.04MPa[gage]以上の場合)	中央制御室の操作スイッチにより、RCIC蒸気供給ライン分離弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態を確認する。 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当 <sup>※10</sup> において、高圧代替注水系ポンプの流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、構程が運転確認時の原子炉圧力に加えて $\square$ m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。 ※10:主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	発電課長	—	○
66条2.(1) 66-2-3	ほう酸水注入系(重大事故等対処設備)	—	—	運転、起動および高温停止	中央制御室の操作スイッチにより、HPAC注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態を確認する。	定事検停止時の原子炉起動前に1回	発電課長	—	○
66条2.(1) 66-3-1	ほう酸水注入系(重大事故等対処設備) 代替自動減圧機能	1. 代替自動減圧機能 2. 原子炉水位異常低(L1) 3. 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高 4. 残留熱除去系ポンプ出口圧力高 5. 始動タイマ	—	運転、起動および高温停止(原子炉圧力 0.77MPa[gage]以上の場合)	定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が $\square$ MPa[gage]以上であることを確認する。 機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。 チャーン校正を実施する。 論理回路機能を確認する。	定事検停止時	発電課長	—	○
66条2.(1) 66-3-2	主蒸気逃がし安全弁(手動減圧)	—	—	運転、起動および高温停止	主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-3-3	主蒸気逃がし安全弁の機能回復	2. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復 3. 高圧蒸気ガス供給系(非常用)	—	運転、起動および高温停止	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が136V以上であることを確認する。 高圧蒸気ガス供給系A系およびB系の供給圧力の設定値が1.13MPa[gage]以上で設定できることを確認するとともに、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁(A)、HPIN常用非常用窒素ガス連絡弁(B)、HPIN非常用窒素ガス入口弁(A)およびHPIN非常用窒素ガス入口弁(B)が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の閉閉状態を確認する。	定事検停止時	計測制御課長	防災課長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
66条2.(1) 66-3-3	主蒸気逃がし安全弁の機能回復	4. 代替高圧蒸気ガス供給系	-	運転、起動および高温停止	代替高圧蒸気ガス供給系の供給圧力の設定値が $\square$ MPa(gage)以上に設定できることを確認するとともに、代替HPI/N第一隔離弁および代替HPI/N蒸気排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-4-1	低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)	-	-	運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※ ※3 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオフパワードロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	復水移送ポンプ1台運転にて流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上および復水移送ポンプ2台で流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上であることを確認する。 CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B緊急時隔離弁、R/B1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-4-2	低圧代替注水系(常設) (直流駆動低圧代替注水系ポンプ)	-	-	運転、起動および高温停止	直流駆動低圧注水系ポンプの流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上であることを確認する。	定事検停止時	原子炉課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-5-1	格納容器フィルタベント系	-	-	運転、起動および高温停止	フィルタ装置のスクラバ溶液の性能を確認する。 フィルタ装置のスクラバ溶液の濃度が $\square$ wt%以上であることをおよびpHが $\square$ 以上であることを確認する。	定事検停止時 定事検停止時の原子炉起動前に1回	原子炉課長 原子炉課長	発電管理課長 発電管理課長	○ -
66条2.(1) 66-5-2	耐圧強化ベント系	-	-	運転、起動および高温停止	ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベント用隔離弁(A)、FCVSベント用隔離弁(B)、PCV耐圧強化ベント用隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-5-3	可搬型蒸気ガス供給装置	-	-	運転、起動および高温停止	可搬型蒸気ガス供給装置の吐出圧力が $\square$ MPa(gage)、流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上(蒸気純度 $\square$ %以上)にてであることを確認する。 ※4: 酸蒸気濃度1%未満であることをもって確認する。	定事検停止時	防災課長	発電管理課長	-
66条2.(1) 66-5-4	原子炉補機代替冷却水系	-	-	運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換	ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSベント用隔離弁(A)、FCVSベント用隔離弁(B)、S/Cベント用出口隔離弁、D/Wベント用出口隔離弁、D/W補給用蒸気ガス供給用第一隔離弁、S/C側PSA蒸気供給ライン第一隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-5-5	代替循環冷却系	-	-	運転、起動および高温停止	熱交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で揚程が $\square$ m以上。 RCW常用冷却水供給側隔離弁(A)、RCW常用冷却水供給側隔離弁(B)、RCW常用冷却水戻り側隔離弁(A)、RCW常用冷却水戻り側隔離弁(B)、RCW代替冷却水不要負荷隔離弁(A)、およびRCW代替冷却水不要負荷隔離弁(B)が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	2年に1回	原子炉課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-5-5		-	-	運転、起動および高温停止	代替循環冷却ポンプの流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上であることを確認する。 RHR、MUWC連絡第一弁およびRHR、MUWC連絡第二弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-5-5		-	-	運転、起動および高温停止	代替循環冷却ポンプの流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-5-5		-	-	運転、起動および高温停止	代替循環冷却ポンプの流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長	-	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
66条2.(1) 66-5-5	代替循環冷却系	-	-	運転、起動および高温停止	T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁およびR/B 1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検査停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-6-1	原子炉格納容器代替スプレッド冷却系(常設)	-	-	運転、起動および高温停止	CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B 1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検査停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-7-1	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	-	-	運転、起動および高温停止	復水移送ポンプ1台運転にて流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上および流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上であることを確認する。	定事検査停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-7-2	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)	-	-	運転、起動および高温停止	CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B 1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検査停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-8-1	静的触媒式水素再結合装置	-	-	運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 <sup>(※)</sup>	代替循環冷却ポンプの流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上であることを確認する。	定事検査停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-8-2	原子炉建屋内の水素濃度監視	-	-	運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 <sup>(※)</sup>	RHR MUWGC連絡第一弁、RHR MUWGC連絡第二弁、T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁およびR/B 1F緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検査停止時	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-9-3	使用済燃料プールの除熱	-	-	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間が閉の場合	静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。	定事検査停止時	原子炉課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-9-4	使用済燃料プールの監視設備	1. 使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式) 2. 使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式) 3. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量) 4. 使用済燃料プール監視カメラ	-	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が $\square$ m <sup>3</sup> /h以上で、揚程が $\square$ m以上であることを確認する。 FPCろ過脱塩装置入口第一弁、FPCろ過脱塩装置入口第二弁、FPC熱交換器(A)入口弁、FPC熱交換器(B)入口弁、FPCろ過脱塩装置出口弁およびFPCろ過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1年に1回	発電課長	-	○
66条2.(1) 66-12-1	常設代替交流電源設備	-	-	運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換	チャンネル校正を実施する。	定事検査停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-12-2	可搬型代替交流電源設備	-	-	運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換	チャンネル校正を実施する。 機能を確認する。	定事検査停止時	計測制御課長	発電管理課長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
66条2.(1) 66-12-3	所内常設蓄電式直流電源設備	-	125V充電器2A 125V蓄電池2A 125V充電器2B 125V蓄電池2B	運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換	所内常設蓄電式直流電源設備(蓄電池および充電器)の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-12-4	常設代替直流電源設備	-	125V代替蓄電池 250V蓄電池	運転、起動、高温停止、冷温停止および高温停止	125V代替蓄電池の機能を確認する。 250V蓄電池の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-12-5	可搬型代替直流電源設備	-	125V代替充電器 250V充電器	運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換	125V代替充電器の機能を確認する。 250V充電器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-13-1	主要パラメータおよび代替パラメータ	1. 原子炉圧力容器内の温度 2. 原子炉圧力容器内の圧力 3. 原子炉圧力容器内の水位	原子炉圧力容器温度 原子炉圧力 (SA) 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域)	運転、起動、高温停止、冷温停止 ※4: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合 運転、起動、高温停止、冷温停止 ※5: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合	チャンネル校正を実施する。 チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
		4. 原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	運転、起動 <sup>※6</sup> 、高温停止 <sup>※6</sup> ※6: 高圧代替注水系ポンプ出口流量および原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量については、原子炉圧力が1.04MPa(gage)以上の場合に適用する。	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) 残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 <sup>※7</sup> ※7: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが開の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
66条2.(1) 66-13-1	主要パラメータおよび代替パラメータ	5. 原子炉格納容器への注水量  6. 原子炉格納容器内の温度  7. 原子炉格納容器内の圧力  8. 原子炉格納容器内の水位  9. 原子炉格納容器内の水素濃度  10. 原子炉格納容器内の放射線量率  11. 未臨界の維持または監視	残留熱除去系洗ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレライン洗浄流量) 残留熱除去系洗ライン流量(残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイ流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			トライウェル温度 圧力抑制室内空気温度 サブレクションプール水温度 原子炉格納容器下部温度	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			トライウェル圧力 圧力抑制室圧力	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			原子炉格納容器下部水位 トライウェル水位	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			格納容器内水素濃度(D/W) 格納容器内水素濃度(S/C) 格納容器内雰囲気気放射線モニタ(D/W) 格納容器内雰囲気気放射線モニタ(S/C)	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			起動領域モニタ	起動 <sup>※8</sup> 、高温停止、冷温停止および燃料交換 <sup>※9</sup> に適用する。 ※8：中性子源領域の場合に適用する。 ※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			平均出力領域モニタ	運転および起動	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			【制御棒位置指示系】		チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			(1) 代替循環冷却系サブレクションプール水温度 残留熱除去系熱交換器入口温度 代替循環冷却ポンプ出口流量(原子炉圧力容器への注水) 代替循環冷却ポンプ出口流量(原子炉格納容器への注水)	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			(2) 原子炉格納容器フィルタベント系 フィルタ装置水位(広帯域) フィルタ装置入口圧力(広帯域) フィルタ装置出口圧力(広帯域) フィルタ装置水温度 フィルタ装置出口放射線モニタ フィルタ装置出口水素濃度	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
			(3) 耐圧強化ベント系 耐圧強化ベント系放射線モニタ	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの		
66条2.(1) 66-13-1	主要パラメータおよび代替パラメータ	12. 最終ヒートシンクの確保	(4) 残留熱除去系 残留熱除去系熱交換器入口温度 残留熱除去系熱交換器出口温度 残留熱除去系ポンプ出口流量	運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※10 ※10: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
				13. 格納容器ハイバスの監視	(1) 原子炉圧力容器内の状態 原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA 広帯域) 原子炉水位 (SA 燃料域) 原子炉圧力 (2) 原子炉格納容器内の状態 ドライウエル温度 ドライウエル圧力	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
						運転、起動、高温停止、低温停止、燃料交換※11 ※11: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
				14. 水源の確保	復水貯蔵タンク水位	運転、起動、高温停止、低温停止、燃料交換※12 ※12: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
		運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。			定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
		15. 原子炉建屋内の水素濃度	原子炉建屋内水素濃度	運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※13 ※13: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
				運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
		16. 原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内雰囲気酸素濃度	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
				使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
		17. 使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式)	運転、起動および高温停止	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○		
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	チャンネル校正を実施する。			定事検停止時	計測制御課長	発電管理課長	○				

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
66条2.(1) 66-13-1	主要パラメータおよび代替パラメータ	17. 使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール上部空間放射線モニター(高線量、低線量) 使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間 運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換	チャンネル校正を実施する	定事故停止時	計測制御課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-13-2	補助パラメータ	1. 電源関係	6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧 6-2H 母線電圧 4-2C 母線電圧 4-2D 母線電圧 125V 直流主母線2A 電圧 125V 直流主母線2B 電圧 125V 直流主母線2A-1 電圧 125V 直流主母線2B-1 電圧 HPCS125V 直流主母線電圧	運転、起動、高温停止、冷温停止	補助パラメータ(電源関係)を監視する計器の機能をj確認する。 補助パラメータ(その他)を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事故停止時	電気課長 計測制御課長	発電管理課長 発電管理課長	○ ○
66条2.(1) 66-13-3	可搬型計測器	2. その他	250V 直流主母線電圧 高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力 代智高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力	運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換	所要数の可搬型計測器の機能をj確認する。	1年に1回	計測制御課長	防災課長	○
66条2.(1) 66-14-1	中央制御室の居住性確保	-	-	運転、起動、高温停止および炉心変更時※;または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時 ※4.停止余裕確認後の制御棒1本の挿入、引抜を除く。	中央制御室空調系の性能確認を実施する。 中央制御室再循環フィルタ装置の性能確認を実施する。 差圧計(中央制御室待避所用)が健全であることを確認する。	定事故停止時 定事故停止時 定事故停止時	原子炉課長 放射線管理課長 計測制御課長	発電管理課長 発電管理課長 防災課長	○ ○ ○
66条2.(1) 66-14-2	原子炉建屋ブローアアウトハネルおよび閉止装置	-	-	運転、起動、高温停止、冷温停止	原子炉建屋ブローアアウトハネル閉止装置の性能を確認する。	定事故停止時	原子炉課長	発電管理課長	○
66条2.(1) 66-15-1	監視測定設備	-	-	運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換	所要数の線サーベイメータの機能確認を実施する。 所要数の線サーベイメータの機能確認を実施する。 所要数の線サーベイメータの機能確認を実施する。 所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。 所要数の可搬型ダスト、よう素サンプラの機能確認を実施する。 所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。 所要数の代替気象観測設備の機能確認を実施する。	1年に1回 1年に1回 1年に1回 1年に1回 1年に1回 1年に1回 1年に1回	放射線管理課長 放射線管理課長 放射線管理課長 放射線管理課長 放射線管理課長 放射線管理課長 放射線管理課長	防災課長 防災課長 防災課長 防災課長 防災課長 防災課長 防災課長	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
66条2.(1) 66-16-1	緊急時対策所の居住性確保	-	-	運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換	給排気隔離弁(緊急対策室給気)、給排気隔離弁(緊急対策室排気)が閉することおよび高圧空気ホベ出口電動弁が開ることおよび給排気隔離弁(緊急対策室圧調整弁)が動作可能であることを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 緊急時対策所非常送風機の性能確認を実施する。 緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能確認を実施する。 差圧計の計器校正を実施する。 酸素濃度計の計器校正を実施する。	定事故停止時 定事故停止時 定事故停止時 1年に1回	タービン課長 タービン課長 放射線管理課長 計測制御課長 計測制御課長	防災課長 防災課長 放射線管理課長 放射線管理課長 放射線管理課長	○ - ○ ○ ○

条文	項目	細目	機器	適用モード	確認事項	頻度	所管	通知先	動作確認または系統構成確認を行うもの
66条2.(1) 66-16-1	緊急時対策所の居住性確保	-	-	運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換	二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	1年に1回	計測制御課長	防災課長	○
					緊急時対策所可搬型エリアモニタの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	防災課長	○
66条2.(1) 66-16-2	緊急時対策所の代替電源設備	-	-	運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換	電源車(緊急時対策所用)を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	防災課長	-	○
					大容量送水ポンプ(タイプI)の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1)流量が10m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が21.6m以上。 (2)流量が50m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が98.8m以上。 (3)流量が88m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が95.0m以上。 (4)流量が114m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が42.1m以上。 (5)流量が126m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が116.1m以上。 (6)流量が150m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が30.8m以上。 (7)流量が199m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が117.8m以上。 (8)流量が1,200m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が94.8m以上。	1年に1回	防災課長	-	○
66条2.(1) 66-19-1	大容量送水ポンプ(タイプI)	-	-	運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換および使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	大容量送水ポンプ(タイプII)の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1)流量が600m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が117.0m以上。 (2)流量が613m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が79.4m以上。 (3)流量が1,200m <sup>3</sup> /h/台以上、揚程が119.5m以上。	1年に1回	防災課長	-	○
					大容量送水ポンプ(タイプII)	1年に1回	防災課長	-	○